

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和元年5月28日（火曜日）
午前10時開会 午前11時53分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 自己紹介
 - 4 協議事項及び報告事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部関係
 - (4) 市民生活部関係
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長 島岡 宏明
副委員長 今野 貴子
委 員 久松 猛
委 員 吉田 博史
委 員 吉田千鶴子
委 員 海老原一郎
委 員 柴原伊一郎

欠席委員（1名）

委 員 篠塚 昌毅

説明のため出席した者（17名）

市長公室長	船 沢 一 郎
総務部長	望 月 亮 一
市民生活部長	小松澤 文 雄
消防次長	塩ノ谷 秀 雄
政策企画課長	山 口 正 通
財政課長	佐 藤 亨

広報広聴課長	羽 成 健 之
選挙管理委員会書記次長	真 家 達 成
市民活動課長	飯 泉 貴 史
生活安全課長	坂 本 英 宣
市民課長	佐 野 善 則
環境保全課長	佐 賀 憲 一
環境衛生課長	五 来 顕
消防総務課長	嶋 田 邦 彦
予防課長	谷田貝 修
警防救急課長補佐	宮 本 勉
選挙管理委員会書記	中 山 悟

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

傍聴者（0名）

○**島岡委員長** ただ今から総務市民委員会を開催いたします。今回は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり。）

○**島岡委員長** それでは、そのようにご協力お願いいたします。これより、消防本部の案件につきまして、協議を行います。消防本部資料に基づきまして、令和元年度一般会計補正予算（第3回）「非常備消防一般管理事業」について説明願います。

○**嶋田消防総務課長** お手元の総務市民委員会資料1ページをご覧ください。令和元年度一般会計補正予算（第3回）「非常備消防一般管理事業」についてご説明いたします。本件は、土浦市消防団に5年以上在籍した消防団員に支給する消防団退職報償金にかかる補正でございます。この消防団退職報償金と申しますものは、消防団員として5年以上勤務したのちに、退職時に永年のご苦勞に報いるため、勤務年数と階級に応じて支給するものでございます。1. 補正理由ですが、本年度当初予算は、平成31年1月現在の退団確定者数36名にて算定をいたしましたが、平成31年3月末に追加で本部員1名ほか5名が退団し、総員で42名の退団となったため、消防団退職報償金にかかる歳入・歳出の補正を行うものでございます。2. 補正額でございますが、補正前当初予算1,237万7,000円に対し、152万5,000円の補正を行うもので、補正後の歳入予算は1,390万2,000円となります。次に歳出補正につきましてご説明申し上げます。表に記載されております上段の数字が、歳出予算同節内の全体の金額となり、下段の括弧書きの数字が消防団退職報償金にかかる数字でございます。補正前当初予算1,259万4,000円のうち対象となる金額1,237万7,000円に対し、155万円の補正を行うことで、補正後の歳出予算は全体で1,414万4,000円となります。補正後の消防団退職報償金の金額は括弧内の1,392万7,000円となります。以上のとおり、歳入補正152万5,000円・歳出補正155万円を行いたいと存じます。続けて、歳入・歳出補正の金額2万5,000円のずれにつきましてご説明いたします。資料の1ページの下段及び2ページの別表1別表2をご覧ください。歳入は、消防団員等公務災害等共済基金より納入されますが、当市は本部員という独自の階級基準を使用しているため、歳入歳出額に差異が生じるものでございます。基金には本部員という階級がないため、勤続25年以上の分団長格での請求65万9,000円を行っております。しかし、実際の退職報償金の支給につきましては、土浦市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づき、68万4,000円を支給いたします。その差、歳入に対する歳出予算が2万5,000円分の増になるものでございます。一般会計補正予算に係る説明は以上でございます。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** 私から、基準というか。最初は1月1日ですよね。1月1日から12月31日まで。そんな感じで。

○**嶋田消防総務課長** 基金の方に請求するのは3月31日までとなっております。

○**島岡委員長** わかりました。この件については、この程度としてよろしいですか。
（「はい」という声あり。）

○**島岡委員長** 次に、土浦市火災予防条例の一部改正について説明願います。

○**谷田貝予防課長** 総務市民委員会資料3ページをお願いします。土浦市火災予防条例の一部改正についてでございます。1. 一部改正の理由ですが、不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成30年5月30日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成31年2月28日にそれぞれ公布されたことに伴い土浦市火災予防条例の一部を改正するものであります。2. 改正概要ですが、(1) 避雷設備に関する事項ですが工業標準化法が産業標準化法に日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改められたことに伴い名称の改正を行うものです。(2) 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項につきましては、延べ床面積が300平方メートル未満である特定小規模施設（ホテル、グループホーム、民泊施設等で住居部分が存するもの）において住居部分にも特定小規模自動火災報知設備を設置した場合の免除要件を追加するもの等であります。3. 施行日につきましては、(1)は、令和元年7月1日。(2)は、公布の日でございます。4ページに改正文、5ページに新旧対照表を添付してあります。6ページは特定小規模施設の説明資料でございます。カラオケボックス等、旅館・ホテル・宿泊所等、養護老人ホーム・救護施設・乳児院等、老人デイサービスセンター・厚生施設・保育所等（入居させ又は宿泊させるもの）。複合用途防火対象物。いわゆる雑居ビルですね。上記の防火対象物に存するものについて、延べ床面積が300平方メートル未満のものを特定小規模施設としております。7ページ、8ページには特定小規模施設用自動火災報知設備の説明が載っております。8ページには住宅用火災警報器との違いということで一般の住宅用火災警報器と小規模特定施設用自動火災報知設備の違いが載っております。この違いは検定をどちらもするのですが、検定の方法の省令が違うということでございます。資料を添付しております。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○**久松委員** 3ページですけれども、小規模自動火災報知設備。この後ろの方にあるやつですよ。これが設置された場合、施設では火災報知機を付けなくてもいいよと。そういう意味なんですか。

○**谷田貝予防課長** 元々300平方メートル以上に関しましては、自動火災報知設備が必要だったんですが、グループホームの火災が300平方メートル未満が相次ぎまして、300平方メートル未満では自動火災報知に変わる特定小規模施設用自動火災報知設備を設置していいですという法律に改正されました。尚且つ、住居部分に関しましては、普通の住宅用火災警報器が必要なんですが、住居部分を合わせて特定小規模施設用自動火災報知設備を付ければ一般的な火災報知器設備は免除しますという改正でございます。

○**久松委員** わかりました。もう一つ。8ページの違いですね。その中で、点検者というのがあって、左のワイヤレス感知器の場合には、消防設備士、あるいは有資格者が点検をすると。ところが一般の住宅用は、一般のお客様が点検するとなっているだけ

ど、お客様が点検するのかね。これ。

○谷田貝予防課長 一般的な住宅用火災警報器は簡易的なもので、紐を引っ張ると作動する。簡易的な検査なので、一般の人でも可能は可能なんです。

○久松委員 お客様。

○谷田貝予防課長 お客様。自己責任というか。そういう管理になっております。

○海老原委員 これは、罰則なんかはあるんですかね。もう1点、民泊の施設は、消防の方で300平方メートル以上、未満も含めて把握しているのか。

○谷田貝予防課長 1点目。罰則なんですけど、一般用の火災予防警報器に関しましては、火災予防条例で罰則はございません。ただ、事業所につきましては、消防法違反になりますので、罰則はございます。民泊につきましては、現在、土浦市内に2件、消防に届け出ががございます。右叡と下高津に一般住宅なんですけど届け出があります。

○島岡委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり。)

○島岡委員長 次に、報告事項、平成30年度消防費予算における事故繰越について説明願います。

○嶋田消防総務課長 平成30年度消防費予算における事故繰越についてご説明いたします。お手元の総務市民委員会資料9ページをご覧ください。1. 事故繰越の経緯でございまして平成30年度中に実施を予定していた常備消防車両の車検について、修繕に必要な部品がディーラーで入手に時間を要し、平成30年度内に車検が完了できなかったものでございます。2. 繰越額ですが84万6,171円でございます。8款消防費3目消防施設費11節需用費です。対象となりました車両は、土浦消防署配置のタンク車で、配置から12年が経過した車両でございます。平成31年2月18日に車検に出しまして、部品を調達後車検を実施し、平成31年4月2日に完了しております。説明は以上となります。

○島岡委員長 ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○久松委員 車検で部品が入手できないということは、これまであるのですか。

○嶋田消防総務課長 いまだ、無かったと思います。

○久松委員 何か特殊な部品なんですか。

○嶋田消防総務課長 消防車両の後ろのタイヤを2つ回すドライブシャフトというシャフトがあるんですけど、そこに附属する部品が調達ができなかった。ディーラーで全国を見てもらって結局なくて。シャフトごと全体を交換したものでございます。部品が見つからなかったということで高額な車検費用になってしまったということです。

○吉田(千)委員 今のことに関連してなんですけど、この車両を買って12年経つということで、部品が見つからなかったということで全部取り替えるということになったということは、その他の車両ですね。そのようなことが波及するおそれというものはあるのでしょうか。

○嶋田消防総務課長 一般の車両とほぼ同じなんですけど、大体ディーラーですと部品を持っているのは7年から8年くらいと言われております。どこの部品が壊れるかという

のはちょっとわからないものですから、これから消防車両の年数が段々かさむに従ってこのような事案がもしかしたら増えてくるかもしれないというのはございます。

○吉田(千)委員 特殊車両ということもありますし、大事な命を守る車両でもございますので、大変ですけれどもよく見ていただいて、何もないことが1番ですけれどもよろしくお願ひしたいなあという風に思いました。

○島岡委員長 ちなみにこれは三菱ですか。

○嶋田消防総務課長 三菱です。

○島岡委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり。)

○島岡委員長 次に、土浦市水防訓練実施について説明願ひます。

○宮本警防救急課長補佐 お手元の資料の10ページをご覧ください。日時、令和元年6月1日土曜日の8時00から実施いたします。場所ですが、土浦市佐野子地内桜川左岸の学園大橋下流となります。主催は、土浦市、土浦市消防本部となります。訓練目的としては、出水期を迎えるに当たり、水防工法の技術の向上と水防意識を高揚し被害の軽減を図ることを目的として実施されます。参加団体にあっては、各町内自主防災組織・婦人防火クラブ・茨城県土浦土木事務所・市職員総務課及び建設部・土浦市消防団・土浦市消防本部です。訓練内容ですが、水害の危険があるとの想定により、水防本部の設置、給水訓練、水防警戒訓練、各種水防工法訓練、土浦消防署特別救助隊による、水難救助訓練の順に行われます。水防訓練のご説明については、以上でございます。

○島岡委員長 ただいま説明のあった件について、何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり。)

○島岡委員長 次に、第64回土浦市消防ポンプ操法競技大会について説明願ひます。

○宮本警防救急課長補佐 お手元の資料11ページをご覧ください。日時、令和元年7月7日日曜日開会式が8時45分からとなります。場所は、土浦市消防本部屋外訓練場で行われます。出場分団については、土浦市消防団からポンプ車配置の24箇分団の出場となります。競技内容ですが、ポンプ操法とは、設置された防火貯水槽から給水し、火点と呼ばれる的にめがけて放水する態勢をとるまでの、タイムと操作員の動作を得点化し競うものです。主催は、土浦市消防団・土浦市消防本部です。その他といたしまして、優勝チームは、土浦市・つくば市・石岡市・かすみがうら市・つくばみらい市の5市で構成されている茨城県消防ポンプ操法競技大会県南北部地区大会に出場します。このほか、小型ポンプが配置されている14箇分団の中から、毎年1チームが持ち回りで同大会に出場いたします。昨年度の大会結果ですが、ポンプの部は、優勝22分団、準優勝12分団、3位17分団でした。また、県南北部大会においては、小型ポンプの部で出場した36分団が優勝し県大会出場となりました。ポンプの部に出場の22分団にあっては、惜しくも3位入賞となりました。県大会に出場の36分団は2位となってお

ります。消防ポンプ操法大会についてのご説明は以上でございます。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。
（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** この件については、この程度としてよろしいですか。
（「はい」という声あり。）

○**島岡委員長** 次に、第46回茨城県救助技術競技大会に伴う土浦市消防本部合同訓練について説明願います。

○**宮本警防救急課長補佐** お手元の資料12ページをご覧ください。日時については、令和元年6月6日木曜日の10時から12時となります。場所は、土浦市消防本部屋外訓練場で実施されます。実施競技ですが、ロープブリッジ救出・障害突破・引揚救助の三種目が行われます。訓練内容ですが、消防救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養い市民から信頼される救助隊員を育成するため、年に一度開催される茨城県救助技術大会に土浦市からは5チームが出場し、日頃鍛え抜いた救助技術を披露する訓練です。その他といたしまして、6月11日に行われる茨城県大会を勝ち上がると、長野県で開催される関東大会、さらに勝ち上がると岡山県で開催される全国大会に出場することができます。救助合同訓練のご説明については、以上でございます。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○**海老原委員** 水防訓練を含めて3つの報告があるけれど、雨でも開催するのか。

○**宮本警防救急課長補佐** 水防訓練であるので、雨でも実施いたします。操法訓練につきましては、小雨決行なんですけど、荒天の場合は中止。雨では実施なんですけど、台風等は中止となります。

○**島岡委員長** 中止。延期ではなく中止。

○**宮本警防救急課長補佐** 延期の日程を設定しておりませんので、大体は雨でも行っておりましたので、荒天というか台風のような状況になりますと中止になると思います。合同訓練についてですが、茨城県の大会も雨天決行になっております。こちらもそれと同じ条件で、本番が雨でも行われるということで雨天でも実施いたします。中止になる場合には荒天。県大会の場合には延期で。災害に備えるために延期になりますので、土浦の合同訓練においてもそのようなことで中止になる場合がございます。

○**吉田(千)委員** 合同訓練の件なんですけど、土浦から5チームということですが、5チームを教えていただけますでしょうか。

○**宮本警防救急課長補佐** 5チーム出場ということで、ロープブリッジ救出につきましては、2チーム。荒川沖消防署、新治消防署でございます。障害突破につきましても2チーム。土浦消防署、神立消防署。引揚救助については、1チーム。土浦消防署となります。

○**島岡委員長** この件については、この程度としてよろしいですか。
（「はい」という声あり。）

○**島岡委員長** その他何か消防本部からございますか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 委員の皆さんからは何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 私から1点だけ、出初式の時に新入団員ということで、皆さんの前で呼ぶじゃないですか。家の息子が入ったのが操法大会の前だったもので、呼ばれなかったんですけれど。今年も家の従業員が1名入ったんですけれど。操法大会の前に入ったんですけれど、それは呼ばれないんですかね。

○塩ノ谷消防次長 先ほどありました、新入団員ということで、決裁しましたので許可されていると思うのですけれども、たぶん大丈夫だと思います。

○島岡委員長 正月の時に皆さまの前でご披露ということで。

○塩ノ谷消防次長 やっております。

○島岡委員長 ぜひ、お願いします。家の息子呼ばれなかったんですよ。途中で入ると呼ばれないのかなと。1月1日をもって辞令交付かなと思って先ほど質問させていただいたんですけれど。退職金で、年度ごとで。

○塩ノ谷消防次長 確認します。

○島岡委員長 できれば中途入団の方も出初式の時に呼んでもらうといいのかなと、私は思ってしまったので。

○宮本警防救急課長補佐 6月1日付で入団届けを出されていると思うのですが、そちらの方も確認して、操法大会等の団員が集まる行事がありますので、その機会に新入団員を確認して行きたいと思います。

○島岡委員長 その他何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 なければ消防本部の皆さんは退室いただいて結構です。ご苦労様でした。

(消防本部 退室)

(市長公室 入室)

○島岡委員長 これより、市長公室の報告事項につきまして、資料に基づき、土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業について説明願います。

○山口政策企画課長 1ページをお願いいたします。土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてでございます。人口減少の克服と地方創生に向けた取組を推進するため策定しました。第1期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の計画期間が本年度で終了することから、第2期の人口ビジョン及び総合戦略を策定するものでございます。まず、人口ビジョンにつきましては、すでに人口減少に直面している本市の人口の現状について分析するとともに人口を切り口といたしまして、本市の目指すべき方向を明示するものでございます。また、総合戦略は人口減少の抑制を目標とする人口ビジョンの実現に向けて効果の高い施策を集中的に実施していくための戦略となります。策定体制につきましては、篠塚議長をはじめ学識経験者や関係機関・団体の代表など16名で構成いたします有識者会議でご審議をいただきまして、議員の皆様へ策定状況等についてご報告させていただきながら策定を進めてまいります。策定スケ

ジュールにつきましては、2ページをご覧いただきたいと思います。この後、6月頃に高校生や大学生、転入・転出者や子育て世帯へのアンケートなどを実施し、有識者会議、計4回の会議を経まして3月の策定の予定となっております。簡単ではございますが、以上でございます。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり。)

○**島岡委員長** 次に、土浦市自転車のまちづくり構想策定事業について説明願います。

○**山口政策企画課長** 資料の3ページをご覧ください。土浦市自転車のまちづくり構想の策定についてでございます。平成25年5月に施行されました自転車活用推進法に基づきまして、本市の自転車活用推進計画といたしまして、土浦市自転車のまちづくり構想を策定するものでございます。まず、自転車活用推進法についてでございますが、自転車の活用の推進に関しまして、4つの基本理念や自転車活用の推進に関する施策の基本事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置しまして、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律でございます。次に、市町村における自転車活用推進計画でございますが、2番の1ポツ目にもありますように自転車施策に関する最上位の計画となります。また、2ポツ目の下線部にもございますように推進法では、各市町村の実情に応じた自転車活用の推進計画を定めるように努めなければならないとされておりまして、本市では現在サイクルツーリズムを中心として自転車のまちづくりを推進しているところですので努力義務とされているところではございますが、本年度、自転車活用推進計画として自転車のまちづくり構想を策定するものでございます。自転車のまちづくり構想のイメージについてでございますが、3番の(1)の2ポツ目にもありますように、環境整備、健康、サイクルツーリズム、交通安全等多岐に渡るものを想定しております。策定体制につきましては、学識経験者や地域の代表など18名で構成いたします有識者会議を設置いたしまして、スケジュールにもございますようにアンケートやパブリックコメントなどを実施しながら4回の会議を経まして、3月の策定の予定となっております。こちらにつきましても、議員の皆様には、今後、策定状況等についてご報告させていただきながら策定を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○**海老原委員** 主旨はわかったのですが、この策定事業の結果。国からの予算的なものというのは、何か出ているのですか。

○**山口政策企画課長** こちらは、この計画を策定すると市町村にお金がもらえるというものではないのですが、本市では推進交付金。地方創生推進交付金の中で自転車のまちづくりというものを進めておりまして、その中で2分の1の交付金が得られるように申請中でございます。

○**島岡委員長** この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり。)

○**島岡委員長** 次に、土浦市の財政ハンドブックについて説明願います。

○**佐藤財政課長** 毎年総務市民委員会の皆様にはお配りをしております土浦市の財政ハンドブック。令和元年度版を作成いたしましたので、今年もお示しさせていただきたいと思っております。財政ハンドブックにつきましては、皆様、視察等に行った時に他市の状況と比較していただく時の参考のためにという事で、コンパクト版を作らせていただいたところがございます。内容につきましては例年と同じなのですが、1ページ、2ページにつきましては、本市の予算概要。3ページ、4ページは基金。それから市債の状況など。これは予算の概要版。そのコンパクト版と考えていただければと思います。5ページ、6ページは財政比較の分析ということで、県内他市の比較ということで、財政力とか財政構造の弾力がどうだろうということ、経常収支比率とか。いわゆるレーザーチャートですね。これで示させていただいて、そのレーザーチャートについては、真ん中の点々のところを、県内の平均を1とした時に本市がどういう状況になっているのかということをお示しさせていただいたものでございます。平成29年度決算まで載せさせていただいております。30年度決算につきましては、これからなので次回ということになってしまいますので、別途決算の時にご報告差し上げたいと思っております。7ページ、8ページにつきましては、財務諸表について、公会計についてでございます。こちら30年度決算ができましたら総務市民委員会でご報告差し上げたいと思っております。9ページ以降は、毎年同じものになる訳ですけど、財政の用語とか、説明資料でございます。こちらの資料につきましては、全員協議会におきまして、全議員の方にお配りして活用していただくことしております。皆様には2冊行くようになりますので、1冊は常にポケットに入れていただいて、もう1冊は保管版にさせていただいてという形で活用させていただければと思います。内容につきましても別途何かございましたらご連絡いただければと思います。以上でございます。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○**海老原委員** このハンドブック。サイズはこのサイズというのは、非常に字が小さくて見づらくないですか。

○**佐藤財政課長** 実は、もっと小さくて。ページを分けたりして、ちょっと大きくさせていただいたのが、これなのですが、もっと大きいやつだとA4版でハンドブックではなくなってしまうので。すいません。

○**今野副委員長** そうですよ。持ち運べるのはこの大きさかなと思いますので。

○**島岡委員長** この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり。)

○**島岡委員長** 次に、第2期つちうらシティプロモーション戦略プラン策定事業について説明願います。

○**羽成広報広聴課長** 4ページをお願いします。つちうらシティプロモーション戦略プランにつきましては、土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略の展開を通じて得られました、まちの競争力や先人から受け継いでまいりました歴史や文化、霞ヶ浦をはじめと

いたします自然環境など地域資源の魅力を幅広く、かつ戦略的に内外に発信する取り組みを推進するため平成27年度に第1期プランを策定いたしまして、様々な施策を推進してきたところでございます。今年度、第1期プランが計画最終年度を迎えることから切れ目のない取り組みを行うため、第2期プランの策定を行うものでございます。概要でございますが、本プランでは、本市のイメージや認知度・魅力度などの現状を把握するとともに課題の整理を行い本市の資源を活用した魅力の創出と他市との差別化を図る情報発信のために必要な戦略的な展開方向を示すものでございまして、計画期間につきましては第2期土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略と歩調を合わせまして、令和2年度から6年度までの5年間を考えています。プラン策定につきましては、資料中ほどのイメージ図に記載したとおり、庁内の内部会議、つちうらシティプロモーション戦略プラン推進会議と外部の有識者会議、シティプロモーションアドバイザー会議を設置しまして、様々な視点から議論をいただきながら進めてまいります。また、庁内におきましては、若手職員で構成されるワーキングチームにおいて、新たな発想・視点で様々な企画や提案も行ってまいります。策定のスケジュールですが、内部会議と外部の有識者会議につきましては、それぞれ4回ずつ実施する予定でございまして、来月にはアンケート調査、12月にはパブリックコメントを実施させていただきまして、今年度末の策定を目指してまいりたいと考えています。シティプロモーションに関しましては、最終的には、市民や事業者との協働によるオール土浦での推進につなげていく必要がありますので皆様方にも情報発信にお力添えを頂戴いただければと存じます。よろしく願いいたします。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○**今野副委員長** こちらは、今まで具体的にどういったことをして、その目的がどういふことで、達成度はどのくらいかとか、そういう具体的なものというものは無いのでしょうか。

○**羽成広報広聴課長** 1期プランにおきましては、3つのステップ。認知度の向上、ニーズの喚起、行動のきっかけの提供と3つのステップを踏んで事業を進めてまいりまして、それぞれ認知度の向上に関しては18事業、ニーズの喚起にいたしましては8事業、行動のきっかけ提供は16事業と、合計42事業に取り組んでまいったところでございます。前期プランの目標指標につきましては、前回転入数から転出数を差引きました純移動数と。民間事業者で発行しております地域ブランドの調査の認知度、魅力度ランキング。ブランド農産物の認証件数と、観光客入り込み数の5つを目標指数ということで掲げてまいりました。平成30年度の実績でまいりますと、前回示しました基準値に比べまして、純移動数につきましては、年マイナス63人ということで、当初目標にいたしました100人は下回っていますものの、大きな転出超過にはなっていないというところでございます。また、ブランド調査におきましては、認知度の方でございますが、当初268という順位でございました。目標値100位ということで掲げましたが、実際に151位上昇しまして、・・・失礼しました。平成30年度は263位ということでほぼ横ばいでございます。また、魅力度につきましては、基準値で582位

と。こちらが151位上昇しまして、431位となっております。ブランド農産物認証数につきましては、途中からの設定となっております、25件目標値のところ32件ということで達成しているところでございます。観光客入り込み数につきましては、当初140万1,514人という数値を、150万人とさせていただきました。30年度におきましては159万3,389人ということで、約9万人を上回る数値となっているところでございます。ただ、目標指数につきましては、特にブランド調査の認知度、魅力度、いろいろな状況で上下することがございます。実際第2期プラン策定にあたりましては、目標値の再設定というところも考えていかなければいけないと考えているところでございます。

○**今野副委員長** 今ご説明いただいたようなことは、紙かなんかで資料として出るものなんですか。そうじゃないとできないですもんね。

○**羽成広報広聴課長** まさに、今策定の作業の中で、こちらの方につきまして進捗状況の確認とこれからの課題等について精査させていただいているところでございます。

○**島岡委員長** 富山にシティプロモーションの視察に行った時に、アメイジング富山。土浦市では、ちょっと何々つちうらとか。ありましたよね。それが今回の第1期でのシティプロモーションの標語というか。そういうものですよ。

○**羽成広報広聴課長** 現在、意外と〇〇つちうらということで、ださせていただいております。そちらにつきましては、土浦市に眠っております魅力であるとか資源につきまして、首都圏の方がわからないものを、意外と住みやすい街だということを発信してまいりたいなあと思います。

○**島岡委員長** この件については、この程度としてよろしいですか。
(「はい」という声あり。)

○**島岡委員長** その他何か市長公室からございますか。

○**山口政策企画課長** 先日の議員懇談会時に吉田博史議員から本市のふるさと納税の返礼品について、どのようなものがあるのかというご質問がございましたので、まずは、総務市民委員会の皆さまに報告をさせていただきたいと思っております。別冊で横の表があると思っておりますけれども、こちらの表にもございますとおり特産品や体験型など、多種多様に取り揃えておりまして、8ページの一番下にもありますように、現在、43社から215種類の返礼品を提供いただいているところでございます。新たに加わったり、無くなったりというものもございますので、増減というところが出てくると思っておりますけれども、215種類を取り揃えているところでございます。ふるさと納税につきましては、歳入の確保という面だけではなく、本市特産品のPRにもなりまして、地域の活性化につながる事業でありますので、今後も事業者の皆様と連携を図りながら魅力ある返礼品の発掘に努めてまいりますのでよろしく願いいたします。簡単ではございますが、以上でございます。

○**今野副委員長** 先日、東京の有楽町の銀座にあります茨城センスに行ってきたのですが、土浦のものが1点も出ていないのですが。これってどういうプロセスで茨城センスに置かれて。というのがちょっと、どうなっているのかなあと思って、店員さんに聞いて

たんですけれども、土浦のものは出ていないですという寂しい答えが返ってきてしまっ
て。これはどういう流れであそこに出るのかなあとちょっと思ったので今わかれば。

○山口政策企画課長 その件につきましては確認させていただきます。

○島岡委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。
（「はい」という声あり。）

○島岡委員長 その他何か市長公室からございますか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 委員の皆さんからは何かございますか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 なければ市長公室の皆さんは退室いただいて結構です。ご苦労さまでし
た。

（市長公室 退室）

（総務部 入室）

○島岡委員長 これより、総務部の案件につきまして、協議を行います。総務部資料に
基づきまして、土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について説明願います。

○真家選挙管理委員会書記次長 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部改正についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。1. 改
正の趣旨でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が5月15
日付で一部改正されたことに伴いまして、特別職非常勤職員であります選挙に関わる選
挙長や開票管理者、投票立会人などの報酬額が引き上げられますことから、本市の特別
職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。2.
改正の内容でございますが、表のとおり、日額報酬を100円から200円増額するも
のでございます。3. 施行日につきましては、公布の日から施行するものでございま
す。説明は以上でございます。

○島岡委員長 ただいま説明のあった件について、何かございますか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。
（「はい」という声あり。）

○島岡委員長 その他何か総務部からございますか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 委員の皆さんからは何かございますか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 なければ総務部の皆さんは退室いただいて結構です。ご苦労様でした。
（総務部 退室）

（市民生活部 入室）

○島岡委員長 これより、市民生活部の報告事項につきまして、資料に基づき、令和元
年パロアルト市との中学生交換交流事業について説明願います。

○**飯泉市民活動課長** 1ページをお願いいたします。令和元年度 パロアルト市との中学生交換交流事業について説明をさせていただきます。本事業につきましては、市内の中学生の皆さんが、相互の学校訪問やホームステイ体験を通じまして、次代を担う国際感覚に優れた人材育成を図るものでございまして、交流先のパロアルト市につきましては平成21年4月に姉妹都市を締結しております。交流内容についてでございますが、来月6月にパロアルト市の中学生が来日をいたしますので、本年3月にパロアルト市へ派遣いたしました中学生宅へのホームステイや学校訪問、日本文化の体験を行っていただきます。その後、来年3月には、新たに各学校を代表する中学2年生がパロアルト市を訪問する予定となっております。次に2番の本年度の受け入れについてでございますが6月6日から16日までの11日間、パロアルト市の中学生が来日をいたしますので、一番下の※印歓迎パーティーの実施について、にございますとおり6月6日の午後6時30分から歓迎パーティーの開催を予定してございます。総務市民委員会の皆様には事前にご案内の文書をお送りしたところでございますが、ご都合がございましたら是非ご出席をお願いできればと思います。なお、この歓迎パーティーにつきましては、中学生の交流事業の一環でございますのでノンアルコールのパーティーとなっております。また、2ページにつきましては、受け入れの日程となっております。なお、本年度につきましては、パロアルト市との姉妹都市締結10周年を迎えますことから、本年秋にパロアルト市の派遣団が本市を訪れる方向で、現在、調整が進められております。概要が決まりましたら適宜、総務市民委員会の皆様へご報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○**柴原委員** 1人当たり、どのくらいの負担金を出しているのですか。

○**飯泉市民活動課長** 昨年の実績で申しますと、渡航費が燃油の高騰で、旅費が33万の内、自己負担が18万。補助金については15万の補助をさせていただいたというような昨年の実績でございます。

○**柴原委員** 新治では、ふるさと創生事業の1億円の交付金を半分、子どものためにといい事で、積立始まったんだよ。今どうなっているかわからないが。そんなことがありました。

○**吉田(博)委員** 来年は、こちらから行くんでしょ。令和2年3月。

○**飯泉市民活動課長** おっしゃるとおりで、年度はまたいでしまうのですけれども、今年の3月に中学2年生(8年生)が行ったお子さんたちが、6月にパロアルトから来るお子さんたちを受け入れて、来年の3月には新たに募集をして新しい2年生が3月に行くというような流れになっております。

○**吉田(博)委員** 土浦から行く子ども達は、向こうの市議会なんかも見るようだけれども、6月のこの日程を見るとパロアルトの子ども達は、役所とか市議会とか視察無いんだよね。見せて上げたいんだよね。ましてや6月本会議中、一般質問なんかやっているんだからさ。この期間じゃないかなと思うんだよね。他ばっかり行って、土浦市では

そば打ちとお茶の体験くらいか。役所でも見せて上げてはどうか。次回、そういうのも企画してくださいよ。

○飯泉市民活動課長 ただ今のご意見，確かに本会議中でもございます。今後も含めて検討させていただければと思います。

○島岡委員長 この件については，この程度としてよろしいですか。

（「はい」という声あり。）

○島岡委員長 次に，荒川沖駅周辺自転車等放置禁止区域図（案）について説明願います。

○坂本生活安全課長 3ページをお願いします。荒川沖駅周辺自転車等放置禁止区域の案でございます。本事業は土浦駅及び神立駅周辺と同様に土浦市自転車等放置防止に関する条例に基づきまして，荒川沖駅周辺に対して自転車等放置禁止区域を指定し，良好な交通環境の確保と市民の安全な生活環境を目指すものでございます。今回お示しいたしました放置禁止区域図の案は，案の段階でございますので，荒川沖駅を中心とした半径300メートルの円となっております。施行される時には，この円を参考として路線が指定されることとなっております。今回のスケジュールといたしましては6月に関係機関，団体等から意見を聴取いたしまして，7月に広報紙等による周知。9月に告示を行いまして10月から施行をしていく予定となっております。施行後は放置自転車に対して，毎週木曜日，シルバー人材センターに委託しております業務の中で撤去の方を行っていくという段取りとなっております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○島岡委員長 ただいま説明のあった件について，何かございますか。

○吉田（博）委員 何で今まで荒川沖には無かったの。

○坂本生活安全課長 荒川沖の方は，周りに民間の駐輪場が数多くありまして，かなりキャパシティの方が十分に賄っていたのですが，今回荒川沖の方，新たに分散された駐輪場が駅前の商店。東口のメガドンキの跡地に駐輪場が出来て分散されてきましたので，駐輪場が数多くあるという利点もあるのですが，その分あちこちに止められるということで，放置もかなり増えてきているということがありますので，今回設置するという事にいたしました。

○吉田（博）委員 わからない。

○小松澤市民生活部長 前の経緯からお話しますと，荒川沖の東西で環境が違うのですが，東口の方は，先ほどありましたけれどもメガドンキがありまして，かなり自転車があったと。平成28年だったと思うのですが。27年ですか。井上議員からの質問で，東口で違法駐輪の対策をしたらどうなんだという提案があったんですけども，荒川沖の駅前の駐輪場が市営は無料で止めさせている。いわゆる空地进行を提供しているような状況で管理している駐輪場は無かった。ということで，まだ時期が早いのではないかとということで納得していただいたのですが，ドンキホーテが無くなって，代わりに駐車場と駐輪場が出来ました。これまでの自転車を止めている台数も以前ほどは止まってなかったというような状況で，実際には現場の調査をやった結果。ドンキホ

一テの跡地の駐輪場に300台があって、概ね足りると。市が改めて駐輪場をお金を出して建設することは、検討はしているんですけども、そういったことで環境が変わったので、違法駐輪の対策をやっていくべきだろうということで東口については整理をさせていただいた。西口についても、やはり自転車については少なくなってきたということで、民間駐輪場でもかなり余ってきているところがある。ということで民間駐輪場で足りるのであれば、やはり違法駐輪の対策を取っていかうということで、今回改めて検討した結果、違法駐輪対策をやっていくという。前と比べて、環境が変わって、民間と役所の一部は残しますけれども、概ね足りるという状況が出来てきたので、違法駐輪対策をやっていくという流れでございます。

○吉田（博）委員 足りる、足りないというけどさ。土浦駅もそう、神立駅もそうだけれどもさ、主要な3つの駅の周辺がさ、放置禁止区域じゃないというのは、それはちょっとおかしいよな。それは足りる足りないじゃなくて、すでに駅周辺というのは放置が禁止ですよというのが全面的に打ち出していないと。なんで荒川沖。マンションも有り、今まで無かったのかというのが不思議なくらいだなあと思ってさ。

○小松澤市民生活部長 言い訳になってしまうのですけれども、西口については、先日の開発公社の一件で、市が予定していた駐輪場用地というのを整備しなくてもいいだろうということで、こちらの方で売却してもよいとなっているかと思うのですけれども。その辺も、当初は平成9年ごろ、そこを整備しようという計画があったんですが、地元もやはり民間の駐輪場の関係者から民間だって十分あるのに、今更市がやらなくてもいいんじゃないかという話があった中で、見合わせた状況があった。平成19年には正式に中止せざるを得ないだろうという、市の大きな判断があったんですけども。そういった経緯を踏まえて、今回当初から見ると自転車が駐輪場を要求する自転車の台数が少なくなってきたということで、キャパに対する要求がクリアできるのではないかとということで改めて検討した結果、やはり始まるという状況でございます。

○吉田（博）委員 納得できないけどしょうがないな。

○小松澤市民生活部長 実態調査をやらせていただいた結果で大丈夫だろうと。今後また社会情勢が変わって駐輪スペースが必要だとなれば、また検討はせざるを得ないと思いますけれども、現状では大丈夫という考えで進めて行きたいと思います。

○吉田（博）委員 駐輪のスペースが現状では足りるだろうと。それはそれでいいんだよ。だから市は作らないよ。民間でいいよと。それとさ。放置を禁止する区域というのは、ちょっと別ものでもいいんじゃないか。モラルの問題だよな。そのモラルを広報する上でも、やはり決められた所に止めましょうというのが、駅前にはあっていいのかなあと思って。何で今なんだという感はぬぐえないね。以上です。

○島岡委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

（「はい」という声あり。）

○島岡委員長 次に、土浦市印鑑条例の一部改正について説明願います。

○佐野市民課長 4ページをお願いいたします。土浦市印鑑条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。土浦市印鑑条例につきましては、印鑑の登録及び証明

について必要な事項を定めているものですが、住民基本台帳法令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布されたことに伴いまして、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、令和元年11月5日から施行される旨の通知が総務省からございました。内容につきましては、旧姓の併記に関するもので、住民基本台帳法施行令等の一部改正及び事務処理要綱の一部改正が実施されることによりまして、関連する土浦市印鑑条例につきましても印鑑登録証明にも旧氏の記載等が可能となるよう、その一部を改正する必要がございますことから令和元年9月議会に土浦市印鑑条例の一部改正につきまして議案として提出を予定しておりますことから、その概要につきまして、事前にご説明を申し上げるものでございます。国におきましては、平成29年の6月に女性活躍加速のための重点方針2017を決定いたしまして、女性活躍の視点に立った制度の整備をしていくことが位置づけられました。その具体的な取り組みの一つといたしまして一貫した名前でキャリアを築きたいという女性が不便さを感じたり、働く意欲が阻害されることがないように、住民基本台帳やマイナンバーカードへの旧姓併記を推進するというものでございます。そのような中、先ほどもご説明申し上げましたが総務省より、旧姓併記が令和元年11月5日から認められる旨の通知がございましたことから、土浦市印鑑条例の一部を改正するものでございます。補足といたしまして、旧姓併記につきましては、女性活躍促進が目的とありますが、希望がございます方に対しては女性のみではなく男性に対しても旧姓併記ができるものでございます。土浦市印鑑条例の一部改正の詳細につきましては9月議会で改めて議案として提出をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** この件については、この程度としてよろしいですか。

（「はい」という声あり。）

○**島岡委員長** 次に、家庭ごみ処理有料化の実施状況について（平成30年度実績）の説明願います。

○**五来環境衛生課長** 5ページをご覧ください。昨年10月から開始いたしました家庭ごみ処理有料化の実施状況につきまして、平成30年度の実績についてご説明させていただきます。1番、家庭系ごみ量でございますが、網掛け部分、有料化を開始いたしました10月から3月の半年間の数字をご覧くださいますと、前年の同時期と比較して、燃やせるごみが17パーセント減、燃やせないごみが23.8パーセント減で、ご家庭から出されるごみが2割ほど減少いたしました。また、その下は資源物でございますが、容器包装プラスチックが42.7パーセント増、ペットボトルが17.8パーセント増、生ごみが12.2パーセント増、紙類が18.5パーセント増、古布が57.1パーセント増など、資源物を有料化対象外といたしましたことから、リサイクル量が大きく増加しております。さらに同じ表の一番下の行の家庭ごみ総量。こちらはリサイクルされるものも全てごみとしてカウントした数字でございますが、有料化実施以降、10パーセントの減となっており、燃やせるごみ、燃やせないごみが単純にリサイクルに

回っただけではなく、ご家庭から出るごみ自体が減っていることがわかります。2番、歳入歳出状況でございます。30年度の歳入は、ごみ処理手数料、有料化袋の売上げですが、こちらは市から販売店に卸した金額でございます。合計606万枚で、2億582万円でございます。内訳としまして可燃45リットルの袋が一番売っていますが、月別で見ますと、その比率は15リットル、30リットルの小さい袋が次第に増加しております。これに対しまして歳出は、指定ごみ袋の作成・管理、広報啓発活動、不法投棄対策、合わせまして1億3,070万4,000円でございます。見込みより有料化袋での排出が少なかったことから、歳入歳出ともに当初予算より1割ほど少なくなっております。なお、資料にはございませんが、以前にも申しましたように、制度開始後1ヶ月程度は旧指定袋での排出が一定数見られましたが、その後はほとんどなくなりまして。しかし、4月頃から、草葉、雑草や植木を剪定した葉の部分を透明袋や旧指定袋を使って排出する方が見受けられます。ひもで縛った剪定枝は有料化除外品であるため、草葉も無料と誤解されていると思われる。新しいごみの出し方について、全ての市民にご理解いただくため、また、本市のごみの減量化目標を達成するためには更なるごみの減量化が必要でありますことから、折りを見て継続的に様々な方法で周知活動を行っていきたいと考えております。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** ただいま説明のあった件について、何かございますか。

○**吉田(博)委員** 部長さ、提案なんだけれども、私ら4月に選挙をやった時に、市民の方からごみ袋が高い、高いと、みんな言われているんですよ。どのくらいにすれば安いと言われるのか、いろいろ悩むんだけど、正直わからない。最初10月から始まった頃にマスコミで日本一高いみたいなことをふられたよね。土浦市の有料化に対してさ。それが頭にあるのか。可燃ごみの45リットルは1円じゃなくて50円だろうよ。そういう意味で実際に市民がやっていて高いと言う感じはあるんだよね。でも私なんかもどのくらい高いかなんてわからないんだよ。これは今年の10月で丸1年だよ。丸1年やると集計的にどのくらいのお金が生まれて、それが焼却炉の延命にこのくらい使いますよとか。そういう報告もするんだろうけれども、1度、1年過ぎた時点で市民に対してアンケートをやらない。アンケート調査。それは20代から30代、40代から50代なんかに分けてさ。有料化にして1年だけれども、市民の皆さん1リットル1円でやっているけれどもとかさ、アンケートをさ、市民は高い高いと言うけれど、ただ高いだけではやりようがない。政策の打ちようがないからアンケートというのを1回やったらどうかと、提案したいけど、どうだろうな。

○**小松澤市民生活部長** 確かに吉田(博)委員がおっしゃるとおり、市民がどのように考えているかというのが非常に重要なことだと思います。ご提案の10月を区切りとしてやれるかどうか検討はしたいと思いますが、いずれにしてもやはり、そういった意識調査というのがいつの段階でやった方がよいと私も思いますので、その点については検討していきたいと思います。実施方法はいろいろあると思うのですけれど。

○**吉田(博)委員** この値段を決めた時には、検討委員会を編成して、検討委員会で全国とか先進地を見ながら決めた訳だよな。値段をね。検討委員会。何委員会だっけ。

○**小松澤市民生活部長** ごみ減量審議会委員。その他にアンケートも実施しております。1家庭でどの程度ならごみの袋として許容できるのだろうかということで、月500円程度ならば許容範囲かなと。10袋で500円ですね。今の段階ですと。実際には月に10袋も出ないと、45リットルで出ないと。そういうことで300円程度の負担であるのではないかとという想定の中でアンケートをやって実施した経緯がございます。

○**吉田(博)委員** 市民だって、浮いた金というか、歳入歳出やって見てね。浮いたお金は焼却施設の延命化を図るために使いますとかさ。そういうものを記載してやれば。ただ有料化でお金を取られたお金はどこへ行っちゃうのかという不安もあるだろうし、案外、市民てそうだから。わからないんだから。ただ金を取られている見たいなね、ところもあるんだから。アンケートというのは私は大事だと思うから、それをやって、アンケートを集計して、審議会でもやったら5年間は開かないとかではなくて、あまりにも意見が多いようであれば審議会を開いて再考してもらおうとかさ、そういう手立てを打っていくと市民にも信頼を得られるよな。ただ上げといてその後何もやらないと。その辺の気遣いをお願いしたいなと。

○**吉田(千)委員** 今回、市議選がありました。その中で高いという反響はございました。その中で、草が各家庭で非常に生えてきて草取りをする。そうしますと45リットル50円の中にごみを捨てている状況があって、これ何とかならないんですかという現状の声を。具体的に高いということに対しての、これだけ使うので大変なんだということをお訴えられる方がおられました。そういったことも含めて、そういう声をしっかり拾っていただく中で、今おっしゃっていただいたアンケートなのか、まあ、そういう声をうまく拾える形で何か市民の皆さんの思っているところに寄り添っていただければなという風に思います。また、別なんですけれども。量販店で販売をされている袋ということで、隣の町の袋が並んでいると、片方は10枚入ってとても安い。100円に満たない金額で出ている。こちらはそうじゃないという状況があると、そういった比較がすぐそれでイコール高いという。そこになぜなのかということとは全然見えない状況でありますので、検討していただいて、市民がこのことに対して私たちも一市民ですので、その辺しっかりキャッチしながらどうやってこのことを進めていけばよいか検討していかなければいけないなと、しみじみ今回感じたところです。意見でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**今野副委員長** 私も今吉田(千)委員がおっしゃったことと同じ部分なんですけれども。あともう一つ付随してよく聞かれるのが、何がなんだかわからないと。これは有料なのか、無料なのかわからない。落ち葉にしてもどうなんだ。自分の自宅の落ち葉と道路に落ちていた落ち葉や雑草とかというのもの、見苦しいからやりたいけれども有料になるのかとか。汚れたものではプラスチックでも出せないとか、わかりづらいと。この前言われたのが、あまりにもわかりづらいと言われたんですね。パンフレットが。私たちは一番最初モノクロのパンフレットが出てきて非常にわかりづらいということをお言ひして、2色刷りで出してくれましたよね。私たちわかりやすいと思ったんですけども、一般の方たちから見るとまだまだ全然わからないということをお言ひされて、

かなり末端のところ、非常に細かく分かれているので質問されて私も答えられないということが多々あるようなことがあるので、それ、もう少し何とか一般の方からもわかりやすい広報活動というのは出来ないものかな。これはちょっと提案です。

○**五来環境衛生課長** 広報活動につきましては、先ほども申し上げましたとおり広報とか、冊子だけがいいのか、別の方法。出前講座などを拡充させてくとか。そういったものを含めていろいろ研究していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○**島岡委員長** この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり。)

○**島岡委員長** 次に、別紙令和元年度市民生活部所管の計画策定事業について説明願います。

○**飯泉市民活動課長** お手元にお配りしておりますA4サイズで1枚のみの資料となっております令和元年度市民生活部所管の計画策定事業について順次、説明をさせていただきます。1番の土浦市多文化共生推進プラン(後期計画)につきましては、外国人市民と日本人市民が共に支えあって暮らすまちづくりを推進するために平成26年度末に策定しております。本プランにつきましては、本年度が中間年にあたりますことから、社会情勢の変化やプランの進捗状況、市民意識調査の結果等を踏まえまして、令和2年度から5年間の後期計画を策定するものでございます。なお、本計画の策定にあたりましては、関係団体の代表、学識経験者等による外部委員会の設置を予定しております。外部委員会の設置にあたりましては、総務市民委員会からも1名、委員推薦のご依頼をしておりますので、よろしく願いいたします。市民活動課からの説明は、以上となります。よろしく願いいたします。

○**坂本生活安全課長** 資料の2番でございます。土浦市消費者教育推進計画の方は、近年の消費者を取り巻く環境が大きく変化し、悪質商法、ニセ電話詐欺、食品表示の偽装などによる消費者被害は後を絶たず、消費者政策に更なる推進が必要になっている段階でございます。このような中、消費者安全法が平成26年度に一部改正されまして、本市においては、土浦市消費者安全条例が平成27年に制定されております。このような中で、この条例に基づきまして、土浦市消費者教育推進計画は、同条例に基づき消費者教育の推進に関する計画を策定する計画でございます。計画期間の方は令和2年から6年の5年間検討するということになっております。以上でございます。

○**佐賀環境保全課長** 表の1番下、ナンバー3の第二期土浦市地球温暖化防止行動計画でございます。当計画につきましては、地球温暖化を防止するために長期にわたり温室効果ガスの排出量の削減を目指しまして、市民・事業者・市、それぞれの取り組みを明確にするために、平成22年3月に計画の方を策定いたしまして、事業の方を推進してきたところでございます。今年度に第一期の計画期間満了となりますことから、第二期計画を策定しまして、引き続き地球温暖化の防止を図るというものでございます。計画期間につきましては、国や県の計画につきましては、パリ協定の方で2030年、令和12年度を中期目標としておりますことから、本市といたしましても、同年度を目標といたしまして、11年間の計画期間とするものでございます。なお、市議会の委員の方を

お願いしているところでございますので、よろしく申し上げます。

○島岡委員長 ただいま説明のあった件について、何かございますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

（「はい」という声あり。）

○島岡委員長 その他何か市民生活部からございますか。

○飯泉市民活動課長 土浦市地区長連合会の役員の変更について、ご報告をさせていただきます。地区長連合会につきましては、本年度役員改選の年となっております。先週5月23日に行われました。総会におきまして、新会長に乙戸町の下村地区長さん。会長職務代理者につきましては、中高津地区の梅澤地区長さん。これまで2年間会長を務めておりました西根南三丁目の森地区長さんにつきましては、神立中央五丁目の元連合会長であります田口地区長とともに、顧問に就任することとなりました。新役員の名簿につきましては、本年度の地区長名簿と合わせまして、6月中旬頃になるかと思いますが配布をさせていただくよう準備を進めておりますのでよろしく申し上げます。説明は、以上となります。

○島岡委員長 その他何か市民生活部からございますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 委員の皆さんからは何かございますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 以上で総務市民委員会を閉会いたします。